

指定管理者募集要項（平成 26 年 8 月 22 日修正）

運動公園

都市公園や緑地は、地域の子供たちが遊び集う街区公園、近隣住民の憩いや散策・スポーツの場など多様に利用されている近隣公園・地区公園、自然林など緑を保全し、良好な都市環境を提供している都市緑地など、さまざまな形でうおいのある市民生活の場となっています。

そのなかで運動施設を有する都市公園は、市民のスポーツの場として利用されているほか、自然環境保全エリアや多目的広場など、公園ごとに様々な特色があり、多くの市民に親しまれています。

このような運動施設を有する 8 つの公園の管理運営をより効率的に行ない、広く市民に体育活動の機会を提供するとともに、安全で衛生的な公園とし、子供からお年寄りまで多くの市民が安心して楽しめる公園とするため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項及び八王子市都市公園条例（昭和 38 年 7 月 10 日条例第 24 号）の規定により、管理運営に関する業務を行なう指定管理者を募集します。

I. 施設概要

8 公園 計 286,910 m²

<対象となる公園・緑地>

公園番号	公園名	所在地	面積
118	北野公園	北野町 585-1	24,690 m ²
166	大平公園	南大沢三丁目 11	34,565 m ²
176	大塚公園	松が谷 66	72,956 m ²
190	久保山公園	久保山町二丁目 48	33,500 m ²
227	内裏谷戸公園	南大沢五丁目 24	28,606 m ²
298	別所公園	別所二丁目 33-2	28,481 m ²
471	松木公園	別所一丁目 56-2	20,684 m ²
482	殿入中央公園	館町 2428	43,428 m ²

II. 指定予定期間

指定期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。

Ⅲ. 管理運営方針

1. 各公園・緑地の設置主旨や特徴、利用形態を十分に把握すること
2. 園路広場等の施設整備エリアについては、利用者が安全で安心して利用できるような管理運営をすること
3. 自然樹林地エリアについては、貴重な自然を永続的な視点で保全すること
4. 自然環境や動植物、施設に関する専門的知識をもって、柔軟な公園・緑地の管理運営を展開すること
5. 地域で活動するアドプト団体やボランティアとの協働について、積極的に取り組むこと
6. 町会・自治会等の地元団体との関わりを親密にし、地域の声を管理運営に反映させること

詳細については、「管理の基準」をご参照ください。

Ⅳ. 指定管理者の業務内容

1. 管理運営業務
2. 公園の維持管理に関する業務
3. 運動施設の管理運営及び維持管理に関する業務
4. 施設修繕、物品の管理に関する業務
5. その他の事務事業

詳細については、「業務の範囲」をご参照ください。

Ⅴ. 指定管理業務にかかる経費とその支払い方法

協定額については、事業計画書において提示のあった金額をふまえ、年度ごとに市の予算の範囲内で指定管理者と協議を行ない、協定を締結します。支払いについては前金払いとし、市の年度会計期間を基準として四半期ごとに支払います。なお、修繕費については概算払いとし、年度末に精算します。

都市公園指定管理者は、利用料金制ではありません。施設の使用料は市の収入となります。

Ⅵ. 応募資格

1. 応募者は、法人またはその他の団体（以下「団体」という）とします。
(1) 都内に事業所を置いていることが必要となります。

(2)複数の団体が、連合体を構成して応募することもできます。

この場合は、次の通り扱います。

(ア) 連合体の代表団体が都内に事業所を置いていることが必要となります。

(イ) 連合体の構成団体は、重ねて単独で、または他の連合体の構成員として同一施設の指定管理者に応募できません。

(ウ) 協定書で連合体の代表団体を定めて、指定手続き等にかかる権限をその代表者に委任し、代表者が申請してください。

(エ) 申請時には、連合体結成の協定書（写し）を提出してください。

2. 公園またはこれに類する施設もしくは運動施設の維持管理業務の実績を有する団体（連合体を含む）とします。

3. 次のいずれかに該当する団体（連合体の場合は構成団体も含む）は、応募者となることはできません。

(ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加の資格）の規定に該当するもの

(イ) 八王子市から指名停止措置を受けているもの

(ウ) 市民税、法人税、消費税等、税を滞納しているもの

(エ) 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している法人

(オ) 地方自治法第 92 条の 2(議員の兼業禁止)、第 142 条(長の兼業禁止)、第 166 条(副市長の兼業禁止)及び第 180 条の 5(委員会の委員及び委員の兼業禁止)に該当するもの。ただし、地方自治法施行令第 122 条及び第 133 条に該当する場合（長が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が 2 分の 1 を超える法人）を除く。

(カ) 指定管理者になろうとする法人またはその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体

4. 上記 4. (カ) に掲げる欠格条項の確認のため、暴力団関係者であることが疑わしい人物がいた場合、警視庁へ照会を行いますので、個人情報取り扱いに係る本人同意を兼ねた表明・確約書の提出が必要となります。

Ⅶ. 応募方法

1. 募集要項等の配付

期 間： 平成 26 年 7 月 16 日（水）から平成 25 年 7 月 30 日（水）まで
（土日祝を除く）

時 間： 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

● 募集書類については、CD にデータを書き込んだものを貸与いたします。

- データ等については、Microsoft Word、Excel で作成しています。
- 一部のデータについては、PDF ファイルとなっています。

2. 施設見学会

指定管理者応募予定者を対象に施設見学会を実施します。対象施設は次のとおりとなります。受付はなく、説明員はいませんのでご注意ください。時間以外は利用者がいますので時間厳守をお願いします。また、施設見学会用の駐車スペースは用意しておりませんので、公共交通機関をご利用ください。なお、公園管理人への質問はご遠慮ください。

日時：平成 26 年 8 月 1 日（金）

大塚公園テニスコート 午後 0 時 00 分から 4 時 00 分

北野公園野球場 午後 0 時 45 分から 4 時 45 分

参加人数：1 団体につき 2 名以内

3. 応募書類

提出書類は A 4 版ファイルに綴じ込み、正本を 1 部及び写し 10 部（コピー可）を提出してください。ただし、(キ) については写しを必要としません。

- (ア) 指定管理者指定申請書（様式あり）
- (イ) 事業計画書（様式あり）
- (ウ) 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- (エ) 定款、寄付行為、規約またはこれらに類するもの
- (オ) 法人登記事項証明書（法人の場合）
 - 現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書のいずれかでよい
- (カ) 役員名簿
- (キ) 表明・確約書（様式あり）[VI. 6 記載の警視庁照会関係]

全ての応募者は下記 a、c を提出。連合体の場合には下記 a、b、c を全て提出。

 - a. 団体用……………団体の表明・確約書。連合体の場合には構成団体それぞれが提出。
 - b. 連合体用……………連合体の代表団体用の表明・確約書。
 - c. 団体役員用……………(カ) に記載された役員全員の表明・確約書。
- (ク) 納税証明書（市民税・法人税・消費税）
 - 法人税、消費税については、『その 3 の 3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用』でよい
 - 市外の団体については、市民税や都民税の納税証明書の添付は不要
 - 直近 1 ヶ年でよい
- (ケ) 最新の公表財務表（損益計算書・貸借対照表）
 - 直近 3 ヶ年
- (コ) 公園またはこれに類する施設もしくは運動施設またはこれに類する施設の維持管理に関する実績を記載した書類

- 直近3カ年
- (サ) 構成団体を記載した書類及びVI. 2. (イ)連合体結成の協定書の写し（連合体応募の場合）

※応募者が連合体の場合は、上記（ウ）から（コ）までの書類については、全構成団体が提出すること。

4. 応募の受付期間

期 間： 平成26年9月10日(水)から平成26年9月12日（金）まで
時 間： 午前9時00分から午後4時まで（*時間厳守）
提 出： 直接持参すること

5. 募集要項に関する質問

募集要項の内容に関する質問を受け付けます。

- 質問を希望する団体は、平成26年8月2日（土）から平成26年8月7日（木）までにEメールで送付してください。なお、平成26年8月11日(月)正午まで当該Eメール到着の確認に関する返信がない場合は、「7. 募集要項等の配付場所及び応募書類の提出先、質問先」に連絡してください。
- 質問は、所定の様式に記入して提出してください。電話など口頭での質問は受け付けません。
- 質問内容・質問に対する回答を集計し、平成26年8月22日（金）までに市ホームページで回答します。質問が全くない場合でも、無い旨を回答します。

6. その他

- (ア) 応募書類の提出期間は、厳守となります。一切の遅延を認めませんのでご注意ください。
- (イ) 一度提出された書類については、当該応募者であっても内容の変更、追加、差替え、返却、閲覧等はありません。辞退をした場合においても同様です。
- (ウ) 応募書類は返却しません。
- (エ) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (オ) 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- (カ) 本市が提示する募集要項、添付書類・図面等の著作権は、八王子市に帰属します。また、応募者の提出する書類についても、選定に必要な場合など、その他本市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部または一部を無償で複製できるものとしません。
- (キ) 本市が配布した資料のうち、貸与したものについては、平成26年10月31日（金）までに市に返却してください。また、データのコピー等の複製は禁止します。
- (ク) 応募受付後に辞退するときは、その旨を書面にて提出してください。

7. 募集要項等の配付場所及び応募書類の提出先、質問先

八王子市台町二丁目 3-7 (〒192-0931)

八王子市民体育館

所 管 : 生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課 屋外施設担当

電 話 : 042 (622) 6720

F A X : 042 (627) 5935

Eメール : b320800@city.hachioji.tokyo.jp (質問先)

VIII. 指定管理者の選定等

1. 審査・選考

(ア) 資格審査及び一次選考

提出された指定申請書等により参加資格要件に関する資格審査、及び一次審査(書類審査及び必要に応じヒアリング)を行います。

(イ) 二次選考

二次審査は、一次審査合格者を対象に、評価会議を開催して参加者の意見を聴取したうえで、指定管理者候補者を決定します。

評価会議では、提出された書類をもとにプレゼンテーションを行っていただきます。

- プレゼンテーションは、提出された事業計画書に基づいて実施していただきます。プレゼンテーションでの新たな資料配布、プロジェクター等機材の使用は認めません。
- 評価会議は、「八王子市都市公園指定管理者候補者選定のための評価会議開催要綱」に基づき開催されます。
- 評価会議は、次の者により構成されます。

対象施設の関連部長

学識経験者

市民・利用者代表

2. 審査の結果の通知

- 一次審査の結果については、応募者全員に文書により通知します。
- 二次審査の案内については、一次審査の結果、合格となった応募者に文書により通知します。
- 二次審査の結果及び指定管理者候補者については、二次審査を受けた団体に文書により通知します。

3. 協議

- 指定管理者候補者と細目の協議を行いません。
- 協議が整わない場合は、次点となった応募者と協議を行います。

4. 決定

指定管理者の決定は、八王子市議会での議決後に行います。

5. 協定

指定管理業務に関する細目について、市と指定管理者の協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定書と、当該事業年度における事項について年度協定書を締結します。

IX. 指定管理者選定基準

指定管理者の選定は、条例で定める選定基準に照らし、次に掲げる事項を総合的に判断して行います。

1. 公園の管理運営を安定かつ継続して行える実績及び運営能力、業務遂行能力を有していること。
2. 事業の達成目標の設定と実施方針が優れていること。
3. 公園の公共性、利用の公平性・公正性が確保できること。
4. 公園のサービスの向上、利用者の満足度の向上等を図る方策が優れていること。
5. 適切かつ効率的な管理運営が行われ、経費の縮減を図る方策が優れていること。
6. 業務運営上必要となる施設や自然・動植物に関する知識を有していること。

X. その他

1. 情報提供

(ア) 指定管理者選考に関する情報の提供

指定管理者選考過程における、応募団体名（連合体で応募した場合は、構成団体名を含む）、候補者として選定された団体の選定理由、事業提案の概要、評価及び選定結果については、原則として市は広く情報提供を行います。

また、提出書類については、八王子市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）に基づき公開請求があった場合は、情報公開条例に定める非公開情報を除き公開します。ただし、個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損な

われると認められるものなど、非開示とするものを除きます。

(イ) 指定管理業務に係る情報提供

協定書及びモニタリングの実施結果の概要等については、原則として市は広く情報提供を行います。(個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く。)

(ウ) 情報公開請求への対応

指定管理者選考及び指定管理業務に関して指定管理者から提出された書類について、情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、情報公開条例に定める非公開情報を除き公開します。

2. 指定の取り消し

指定管理者（連合体の場合は構成団体も含む）が、下記のいずれかに該当する場合は、地方自治法第244条の2第11項及び八王子市都市公園条例第22条の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部または一部の停止を命ずることがあります。

(ア) 本業務に関する協定に違反したとき

(イ) 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者が本市の指示に従わないとき

(ウ) 指定管理業務を継続することが適当でないと市が認めたとき

(エ) 本業務に関する協定を履行することができないと市が認めたとき

(オ) 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき

(カ) 指定管理者（連合体の場合は構成団体も含む）又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかとなったとき

指定管理者に関するお問い合わせ

八王子市台町二丁目 3-7（〒192-0931）

八王子市民体育館

所 管 : 生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課 屋外施設担当

電 話 : 042 (622) 6720

F A X : 042 (627) 5935

Eメール : b320800@city.hachioji.tokyo.jp (質問先)